

租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する 規則の一部改正の概要

1 改正の内容

令和5年3月31日付けで所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）が公布され、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令が改正されたことにより、「特定の民間再開発事業の認定」の事務が削除されることから、規則中のそれらの条項に基づき実施される事務に係る規定及び当該事務に係る様式の削除等を行う。

2 施行日

公布の日